

令和 6 年 8 月 28 日
個人情報保護委員会

個人情報保護委員会における監視・監督権限の行使状況及び
漏えい等報告の処理状況に関する四半期ごとの公表について

- 個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）の法執行（監視・監督活動）は、漏えい等事案の報告、個人情報保護法相談ダイヤル（総合的な案内所）に寄せられる情報等を活用した不斷の監視等により発覚した事案について、必要に応じて報告徴収、立入検査等を行った上で、事案の悪質性や重大性等も踏まえ、個人情報（特定個人情報を含む）の不適正な利用が行われている場合や、個人データ、保有個人情報及び特定個人情報の安全管理措置に不備が見受けられる場合等に指導等の権限を使用している。
- 権限を行使した事案のうち、事案の重大性や類似事案の発生抑制の観点、国民への情報提供の必要性などの観点から公表したものについては、事案の内容と法律の当てはめ、指導等の対象となる不備事項について公表資料の中で分かりやすく説明を行っている。一方、公表していない個別事案についても、当然ながら、事業者及び行政機関等に対して具体的に指導等の対象である不備事項について指摘した上で、適切な再発防止策等を策定させるなどしてフォローし、適正な個人情報（特定個人情報を含む）の取扱いを促しているが、こうした取組については、年次報告¹及び上半期報告²における権限行使の件数の公表にとどめていた。
- 今般、委員会は、委員会の監視・監督活動について国民の皆様により詳しく知りていただくとともに、事業者及び行政機関等における適正な個人情報（特定個人情報を含む）の取扱いの参考としていただくため、監視・監督活動に関する公表内容を拡充することとした。具体的には、令和 6 年度第 1 四半期から、四半期ごとに「監視・監督権限の行使状況の概要」及び「漏えい等報告の処理状況」を取りまとめた上で、公表するものである。

以上

¹ 年次報告は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 168 条の規定に基づき、委員会の所掌事務の処理状況について毎年国会に報告するもの。

² 上半期報告は、毎年 4 月から 9 月までの上半期における委員会の主な活動実績について、委員会独自の取組として公表するもの。